

第10章 国際社会への貢献

第1節 国際社会における課題設定及び合意形成への積極的参加・協力

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。例えば、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のように、感染症は国境を越えて世界の社会経済に大きな影響を与えるほか、高齢化の進行や生活習慣病の増加は、世界保健機関（World Health Organization：WHO）の総会やG7、G20サミット等でも取り上げられる大きな課題となっている。また、世界的なサプライチェーンの拡大が進み、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの国で失業者の増加や賃金の減少などの雇用不安が急速に高まっている中で、労働者の権利の保護や雇用の安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっている。日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、WHOや国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動等へ積極的に参画し、国際社会における課題設定や合意形成に努めている。

1 保健医療分野

(1) 世界保健機関（WHO）

WHOは、全ての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。日本は、総会や執理事会における審議や決定等に積極的に関与している。

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行にともない、WHOのもつ健康危機対応能力に対して注目が集まるとともに、WHOの組織統治の検証・改革の必要性に加えて安定した資金調達方法が、様々な場において議論されている。2021（令和3）年5月に開催された第74回WHO総会では、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを含む健康危機対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage：UHC）達成に向けたプライマリ・ヘルス・ケア（PHC）、持続可能な財政等について議論された。同年11月に開催された第2回WHO特別総会では、パンデミックへの備えと対応に関する国際文書を作成する利点について議論された。

WHOは、スイス・ジュネーブ本部のみならず、地域事務局でも積極的に活動している。日本は、WHO西太平洋地域に属しており、2021年10月には第72回WHO西太平洋地域委員会を姫路市で開催し、プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）、学校保健、伝統・代替医療、結核等の議題が扱われた。

今後注目されるWHOにおける取組みには、①世界のパンデミックへの備えと対応を強化するための条約等の国際文書の策定、②国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、国境を越えた疾病の伝播を最大限防止する目的で制定されたWHO憲章第21条に基づく既存の法的枠組である、国際保健規則（International Health Regulations：IHR）の部分改正等を通じたIHRの強化、が挙げられる。第2回WHO特別総会で、2022（令和4）年3月1日までにパンデミックに関する国際文書を議論する政府間交渉会議を設立す

ることが決定され、政府間交渉会議の事務局を構成する6カ国のうち、日本はWHO西太平洋地域の代表国として選出され、副議長に就任した。また、2022年1月の第150回WHO執行理事会では、IHRの部分改正のプロセスを前進させていくことが合意された。2005年の改正では、加盟国は原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象をWHOに通報する義務を負うことになった。日本はこれまで、2009（平成21）年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生や、2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生に当たっても、IHRに基づき通報を行った。2020（令和2）年1月にWHOがPHEIC（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）に該当すると宣言した新型コロナウイルス感染症についても、日本はIHRに基づいた通報を行っている。各国のIHRの履行状況を評価し健康危機管理体制を強化するための取組みとしてIHR合同外部評価（JEE）が2016（平成28）年からWHOで開始されているが、我が国は2018（平成30）年2月末に本評価を受けるとともに、毎年IHRのモニタリング調査を行っている。

【参考】 令和4年度世界保健機関拠出金 820,292千円

令和4年度世界保健機関分担金 4,415,242千円

(2) G7及びG20

2021（令和3）年6月に英国オックスフォードで開催されたG7保健大臣会合では、①健康危機、②臨床試験、③薬剤耐性、④デジタルヘルスについて議論され、各議題で進めるべき方針等について記された大臣宣言文が採択された。併せて、医薬品の国際的な研究開発・促進に向け、「治療薬とワクチンの臨床試験憲章」も同時に採択された。9月には同じく英国を議長国として、交通大臣と合同で「G7交通・保健大臣会合」が開催された。安全で持続可能な往来の再開に向けての7つの原則を記した成果文書である「ハイレベル原則」が採択された。11月には高い感染性が疑われる、新たな新型コロナウイルス感染症の変異株（オミクロン株）の世界的流行を受け、英国の呼びかけによって緊急保健大臣会合が開催され、情報共有を始めとする、国際連携の促進にコミットすることについて記された成果文書が合意・採択された。

また、2022（令和4）年1月及び2月のG7非公式保健大臣準備会合では、オミクロン株に関する各国の現状や対策の最新情報、医療・非医療領域での緩和政策について意見交換を行ったほか、2022年のG7議長国であるドイツから3つの議題（パンデミックへの準備と対応、薬剤耐性、気候変動にも対応した持続可能な医療保健システム）が紹介された。

2021年のG20については、まず9月にイタリアが議長国としてG20保健大臣会合が開催された。①SDGs（持続可能な開発目標）の達成状況の評価とCOVID-19パンデミックの世界的な健康への影響、②ワンヘルスアプローチを通じた健康危機への備えと協調的な対応、③UHC達成のための健康増進と疾病予防への継続的な投資、及びワクチン・治療薬・診断薬への公平なアクセス、について議論が行われ、同内容をまとめた保健大臣宣言が採択された。10月のG20財務大臣・保健大臣合同会合では、「新型コロナウイルス感染症のパンデミックで明らかとなった、既存の国際保健システムの連携や運営、資金調達の仕組みの脆弱性を強化するには何が必要か」及び「次のパンデミックに備えるG20+αの枠組として、財務・保健当局と国際機関の連携をいかに確保していくか」に

ついて議論した。

包摂的で強靱な国際保健システムの強化、G20共通理解文書へのコミットメントを含めたUHCの推進、世界的なワクチン接種率向上に向けた努力の必要性等について記したG20財務大臣・保健大臣共同声明を採択するとともに、将来のパンデミックへの予防・備え・対応を強化すべく、財務・保健当局の連携強化や新たな金融ファシリティの検討等を目的とした「G20財務・保健合同タスクフォース」の設立に合意した。

(3) 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、各国との自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした38か国からなる国際機関であり、国際経済の「スタンダード・セッター」、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。

OECDの保健医療分野に関する事業の主な活動として、保健医療分野の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「医療委員会」の開催及びOECD加盟国等の保健関連統計データ（「ヘルスデータ」）の収集・編纂を行っており、こうした客観的な政策分析や国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助になっている。

厚生労働省では、医療委員会に参加し、OECDの作業に対して方向性を示すことや日本の事例をOECD加盟国に紹介することで、積極的な貢献を行っている。2017（平成29）年1月にフランスで開催された第3回OECD保健大臣会合では、医療分野での効率化のための日本の取り組みを紹介したほか、高額な医療に関して、患者にとっての価値を最大化し、医療保険制度の持続可能性とイノベーションを均衡させるため、率先して取り組む決意を表明した。

(4) 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働分野では、保健、労働及び社会福祉の分野ごとにASEAN＋3の担当大臣会合・高級事務レベル会合が行われており、積極的に参加している。保健分野においては、2019（令和元）年8月にASEAN＋3保健大臣会合がカンボジアで開催され、「ASEANの全ての人々の健康増進」をテーマとして議論を行い、ASEAN＋3の保健開発に係る協力について、アジア太平洋・新興感染症対処戦略（Asia Pacific Strategy for Emerging Diseases：APSEDⅢ）を通じたIHRの履行能力強化やUHC、非感染症疾患（Non-communicable disease：NCDs）対策の重要性、今後の更なる密接な協力の必要性等が盛り込まれた共同声明が採択された。また、2013（平成25）年から日・ASEANの枠組みで高齢化対策に関する政策対話や二国間協力を推進している。ASEAN諸国における高齢化施策の現状を整理し、アクティブ・エイジング（Active Aging）の達成に向けて必要な人的資源、施策等を検討するため、2014（平成26）年からASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催し、2017（平成29）年6月にフィリピンで開催した第3回ASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合では、①Healthy and Active Ageingに係る地域戦略、②現在及び今後の取り組み、③Healthy and Active Ageingの実現に必要なアクション、④Healthy and Active

Ageingに係る政策とアクションの実施に向けた目標・指標のテーマについて議論を行った。同年7月には、UHCと高齢化をテーマに日ASEAN保健大臣会合を初めて開催し、2030（令和12）年までに各国がUHCを達成するための施策をまとめた「日ASEAN UHCイニシアティブ」を発表した。

2020（令和2）年4月に開催された新型コロナウイルスに係る協力強化に関するASEAN＋3保健大臣特別ビデオ会議では、インドネシアとともに、日本が共同議長国として進行役を担い、新型コロナウイルスへの対応に関する情報共有及びASEANにおける新型コロナウイルス対応強化のための協力・協調の推進に向けた意見交換が行われた。採択された共同宣言では、新型コロナウイルスに関する情報等の自由・オープン・透明かつタイムリーな共有を強化することや、ASEAN＋3としての協力を継続し強化すること等が言及されている。

また、2021（令和3）年10月には保健分野で、12月には社会福祉分野で、それぞれ高級事務レベル会合が開催され、新型コロナウイルス感染症対策を含めた今後の日本とASEANの協力について、活発な議論が行われた。

（5）日中韓三国保健大臣会合

2021（令和3）年12月にテレビ会議形式で開催された第14回日中韓三国保健大臣会合では、パンデミック対応への備えや情報共有、認知症・非感染性疾患の予防や早期治療の推進、UHCの保健システムに係る重要性について議論し、協力関係の維持及び一層の強化を行うことを内容とする「第14回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。また、感染症の対象範囲を新型インフルエンザだけでなく、広くパンデミックを起こするものまで拡大し、人的交流を通じた人材育成の促進等の記載を盛り込んだ「日中韓共同行動計画（改定）」についても併せて採択された。

（6）その他の国際保健分野への取組み

世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7とメキシコ、欧州委員会（EC）の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative：GHSI）が毎年開催されている。2019（令和元）年には、フランスで閣僚級会合が開催され、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱対策について議論が行われた。

また、世界各国での感染症対策の能力を向上させることを目的とし、アメリカ主導で50か国以上の国、WHO等の国際機関が参加している保健や財務、動物分野の閣僚等の会合として、世界健康安全保障アジェンダ（Global Health Security Agenda：GHSA）が定期的に開催されている。我が国は2018（平成30）年から2019年までAMRのアクションパッケージの共同議長を英国と共に務めた。2020（令和2）年11月には、タイが主催する閣僚級会合がテレビ会議形式で行われ、「世界の健康安全保障のための協力的な行動」をテーマに、多分野における関係者の関与強化及び健康危機への経済的な備えの重要性について議論が行われた。

そのほか、2021（令和3）年2月にTokyo AMR One-Health Conference（AMRワンヘルス東京会議）を開催し、2016（平成28）年4月のAMRアジア保健大臣会合にて

創設された「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）」の4つの優先領域である、①サーベイランス・システムと検査機関ネットワーク、②臨床対応、③抗微生物薬基準水準の向上・アクセス、④研究開発を各国で協力して推し進めていくためにワーキンググループを設立した。さらに、厚生労働省では、2019年9月開催のUHCに関する国連ハイレベル会合の準備のための議題を2019年1月開催の第144回WHO執行理事会に提出し、タイ保健省とともに決議案をとりまとめた。そして、2020年1月には、タイ政府と共催して、マヒドン王子記念賞会議（PMAC）2020/ UHC フォーラム2020をバンコクで開催し、UHCに関する政治的モメンタムをどのように具体的な施策へつなげるかについて議論を主導した。

さらに、日本の製薬産業の研究開発力を活かして開発途上国向けの顧みられない熱帯病、マラリア、結核に対する医薬品、ワクチン及び診断薬の研究開発を官民連携で促進する公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（Global Health Innovative Technology Fund：GHIT）、世界的に重大な影響を与えうるが平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症へのワクチンの研究開発を支援する感染症流行対策イノベーション連合（Coalition for Epidemic Preparedness Innovation：CEPI）及び開発途上国における予防接種体制の整備やワクチン等の普及を支援するGaviワクチンアライアンス（Gavi）において、それぞれガバナンスに深く関与するとともに資金拠出を行っている。新型コロナウイルス感染症の流行を受け、Gavi、CEPI及びWHOを中心として立ち上げられた新型コロナウイルス感染症ワクチンの共同購入枠組みであるCOVAXファシリティ（COVID -19 Vaccine Global Access Facility）へ、我が国におけるワクチン確保のための一手段として、また国際的に公平なワクチンの普及に向けた我が国の貢献として、2020年9月に参加するとともに、COVAXファシリティを通じた途上国支援への拠出を行った。また、新型コロナウイルスワクチン開発支援のため、CEPIに追加の拠出を行った。

2 労働分野

(1) G7及びG20

2021（令和3）年6月にテレビ会議形式で開催されたG20労働雇用大臣会合では、「労働市場及び社会の包括的で持続可能かつ強靱な回復の促進」のテーマの下で、①女性にとってのより良い、平等な有償労働、②変化する仕事の世界における社会的保護システム、③デジタル化時代における働き方、ビジネス組織、生産プロセスについて議論が行われ、労働雇用大臣宣言が採択された。

本会合に先立ち、同月にG20教育大臣・労働雇用大臣合同会合もテレビ会議形式で開催された。同会合では持続可能で包括的な経済・社会の回復のための中心課題である、「教育から仕事への移行」について議論が行われ、特に、すべての人が質の高いディーセント・ワークに平等にアクセスできるようにするために、ジェンダー平等を促進し、最も脆弱な若年層の労働市場への参入を着実に成功させるための行動の必要性を強調し、教育・労働雇用大臣合同宣言が採択された。

なお2021年はG7労働大臣会合は開催されなかったが、コロナ禍からのよりよい回復としての「より包括的でグリーンな労働市場の構築」等をテーマとして事務方会合を開催

し、議論の結果が、6月のサミットで採択された首脳宣言にも反映された。

(2) 国際労働機関 (ILO)

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、常任理事国となっており、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与している。ILOは、国際労働基準として、これまで190の条約及び206の勧告を採択しており、2022年3月末時点では、日本は、このうち49の条約を批准している。

毎年6月に開催されるILO総会はILOの最高意思決定機関であり、加盟国の政府、労働者、使用者の各代表によって新たなILO条約及び勧告や労働問題等について討議が行われている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、開催が1年延期された第109回ILO総会は、2021（令和3）年に、5月から6月に開催された第1部及び11月から12月にかけて開催された第2部の2部構成にて、初のビデオ会議形式で開催された。総会第1部では、厚生労働大臣が出席し、政府代表演説を行うとともに、「新型コロナウイルス時代の仕事」をテーマとして、「新型コロナウイルス感染症への対応」や「社会的保護」などについて議論を行った。また、総会第2部では、「不平等と仕事の世界」及び、「スキルと生涯学習」に関する議論が行われた。

さらに、2020（令和2）年12月には、厚生労働省及び外務省とILO本部との間で第3回「日・ILO年次戦略協議」をビデオ会議形式で開催した。同協議では、ILOと日本の協力関係の強化、ILO及び日本の労働・雇用政策、日本人職員の増強、労働分野における開発協力等について意見交換を行った。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

OECDの労働分野に関する事業の主な活動として、雇用労働問題の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「雇用・労働・社会問題委員会」の開催及びOECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトルック」の作成を行っている。また、仕事の世界の変化に対応するための各国の成人学習の準備状況を分析・評価するとともに、その改善のためのより効果的な政策立案を支援することを目的とした「成人学習プロジェクト」を実施している。日本は、2018（平成30）年10月に参加を表明、2021（令和3）年2月に「成人学習レビュー（日本）」に関する報告書を公表した。

2020（令和2）年7月には「新型コロナウイルス後の経済回復に向けた雇用と包摂政策」をテーマに第2回OECD閣僚理事会ラウンドテーブルがテレビ会議形式で開催され、日本からは雇用を維持するための施策等を紹介するとともに、閣僚間で各国の取組みについて情報共有を行った。

(4) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

ASEANと日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、労働分野における諸問題についての意見交換を通じて様々な課題に対して共通の認識を持つことを目的に

ASEAN + 3の労働大臣会合（隔年開催）及び高級労働事務レベル会合（毎年開催）が行われており、積極的に参加している。2021（令和3）年9月にはインドネシアを議長国として、第19回ASEAN + 3高級労働事務レベル会合がテレビ会議形式で開催され、厚生労働省からは日本の労働分野におけるILOへの任意拠出金の拠出を通じた開発協力等、ASEAN地域への支援の状況等の説明を行った。

3 社会保障・福祉分野

ASEAN諸国と隣接する日中韓の相互の依存関係がますます深まる中、社会福祉・開発分野における共通課題や、日本等からの技術協力等について意見交換を行うことを目的として、ASEAN + 3社会福祉大臣会合が2004（平成16）年から3年に1回、高級実務レベル会合が毎年開催されている。2019（令和元）年11月にはラオスでASEAN + 3社会福祉大臣会合が開催され、「脆弱な子どもの社会保障の強化」をテーマに議論が行われた。

また、2003（平成15）年から毎年、ASEAN地域の社会保障分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合は、ASEAN各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官及びWHO、ILO、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）等の協力機関の参加を得て行われている。本会合の結果は、ASEAN + 3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2021（令和3）年12月には、第19回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合をテレビ会議形式で開催した。同会合では、「こころの元気を保つためのアプローチ～新型コロナウイルス感染症への対応～」をテーマとして、新型コロナウイルス感染症がもたらした新しい生活様式、働き方、コミュニケーションの在り方が人々の精神面へ与えた影響は国や地域を越えた共通の課題であることを認識し、このための保健、福祉、労働分野における支援の強化及び連携の必要性等について、意見交換・経験の共有を行った。

第2節 開発途上国等への国際協力

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、雇用環境整備、人材開発の各分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOをはじめとする国際機関、ASEANやアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省やJICA、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力を行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

1 保健医療分野

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザやエボラ出血熱、新型コロナウイルス感染症などの公衆衛生上の危機への対応強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力を行っているほか、エ

イズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力を行っている。

また、全ての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる状態を指すUHCに関して、疾病負荷が多様化し、健康格差が拡大する現状に鑑み、公平性や経済的リスク保護を重視する意味において、UHCの推進は今後ますます重要になる。

UHC達成は持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の一つとして位置づけられており、日本はWHO等の国際機関や各国政府と協力し、途上国への支援を通じて全世界でのUHC達成を目指している。2017（平成29）年12月には、UHCフォーラム2017をWHO、世界銀行、国連児童基金（UNICEF）、UHC2030と共催し、「UHC東京宣言」が採択された。日本は、約60年間にわたる国民皆保険の経験を踏まえ、その実現までに得られた知見を他国と共有するとともに、世界的に進行する高齢化への対応など検討を続けていく。この取組みの一環として、2020（令和2）年1月にPMAC2020/UHCForum2020をタイ政府と共催したほか、UHC達成に向けた保健システム構築のための技術支援や資金援助を行うUHCパートナーシップを通じた支援を行っている。

さらに、水道分野については、日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置、JICAを通じた専門家派遣や研修員受入れ等を行っている。

2 労働分野

(1) 国際機関等を通じた取組み

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意拠出金の拠出を行い、ILOを通じて開発協力事業（マルチ・バイ事業）を実施しており、労働安全衛生、社会保険制度、労使関係、雇用政策等の開発途上国が直面する様々な労働問題の解決を支援している。

また、2011（平成23）年度から、アジアの貧困地域において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行っている。

人材開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、技能評価システム（技能競技大会・技能検定）を通じた技能移転事業を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における人材開発関係施設の設置・運営に対する協力、人材開発関係専門家の派遣、人材開発関係研修員の受入れ等を行っている。

(2) 外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度^{*1}は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とし、1993（平成5）年に創設された制度である。

制度創設以降、技能実習は我が国の国際貢献において重要な役割を果たしており、送出国からも積極的な評価を受けている一方で、入管法令・労働関係法令違反等の発生も指摘されてきた。こうした状況を受けて、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、2017（平成29）年11月1日に施行された。同法においては、監理団体について許可制、技能実習計画について認定制とし、外国人技能実習機構（認可法人）を設立して監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する母国語相談等の業務を行っているほか、通報・申告窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等を整備している。入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案については関係機関とともに必要な対応を行い、違反の態様に応じて法務大臣・厚生労働大臣等が許可の取消等の行政処分等を行うなど、同法に基づき、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、制度の趣旨に沿った技能実習制度の活用を進めている。

さらに、日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインドネシア（2022（令和4）年3月31日現在））との間で、二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成し、送出機関の適正化等を図っている。

また、新たな技能実習制度の施行と同時に、技能実習の対象職種に介護職種を追加した。職種追加に当たっては、介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすることなど介護サービスの特性に基づく要請に対応するため、技能実習生に一定の日本語能力を求めるなど、介護職種に固有の要件を定めた。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018（平成30）年6月15日閣議決定）において、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みについて検討を進めるとされたことを踏まえ、①介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること、②技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと、という要件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N3相当の取得に至らなかった者においても、技能実習2号の修了（入国後3年間）まで在留を可能とする告示改正を2019（平成31）年3月に行った。

3 社会保障・福祉分野

アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。

^{*1} 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html

また、ILOを通じた開発協力事業により、アジア地域の開発途上国のニーズを踏まえた社会保険制度整備のための支援を行っている。

第3節 各国政府等との政策交流の推進

急速に少子高齢化が進行している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、ドイツ、北欧諸国、フランス、中国・韓国との間で、社会保障政策政府間交流としてセミナーやシンポジウムを実施している。2021（令和3）年度においては、11月に「人口動態変化への対処戦略」をテーマとする日独少子高齢化シンポジウムを開催したほか、同年12月に「介護の担い手の確保」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。

また、雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策交流が重要となっている。このため、EU、ドイツ、アメリカとの間で、労働政策政労使交流としてシンポジウム等を実施している。2021年度においては、7月に「女性活躍の観点からのワークライフバランス」をテーマとする日EUシンポジウムを開催した。

第4節 経済連携協定（EPA）等への対応

1990年代以降、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）を中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により、世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた。こうした流れを受けて、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、EU、アメリカ及び英国との協定並びに環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）及び地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）協定が発効している。交渉においては、様々な懸念等を踏まえ、国民の生命や生活の安全・安心が損なわれないよう、厚生労働省として責任をもって対応した。その結果、厚生労働省の所掌分野である、食の安全・安心、公的医療保険制度等の社会保障制度、労働関係制度等については、我が国の制度を堅持する内容となっている。

さらに、日本政府は、現在、日中韓FTA、日トルコEPA及び日コロンビアEPAの交渉を行っている。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省は、関連分野である「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」、「サービス貿易」、「自然人の移動」、「知的財産」、「労働」などの分野で積極的な対応を行っている。インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPAでは、看護師候補者及

び介護福祉士候補者を一定の条件の下で受け入れ、日本の国家資格を取得するための就労・研修等、国家資格取得後の日本国内における看護師及び介護福祉士としての就労を認めている。